

## “食”を支える人材を養成する取り組みを始めました

### ◎実践研修制度

#### 1. 目的

一般財団法人栃木市農業公社（以下「栃木市農業公社」という。）は、地域農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的として、「新規就農支援事業」の研修生を募集する。

#### 2. 研修内容

栃木市農業公社は、研修生に対して次に掲げる研修を実施します。

- (1) 生産技術、農業機械・機器、マーケティング、経営管理等農業経営に必要な知識を習得する「机上研修」
- (2) 派遣研修先で行う「圃場研修」

※派遣研修先 株式会社観光農園いわふね(栃木市岩舟町下津原1585)

#### 3. 研修期間及び時間

研修期間は2年間とし、研修時間は年間概ね1,200時間以上とする

#### 4. 研修生の要件

研修生は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 年齢は18歳以上48歳以下であること。
- (2) 研修終了後、栃木市内に居住し就農すること。
- (3) 就農に向けた相談や協議を市や県と行ったことがあり、就農に強い意欲がある者。
- (4) 普通自動車免許を有し、研修期間中の車等の移動手段を有していること。
- (5) 就農時に必要な自己資金を有していること。

#### 5. 研修生の定員 2名

#### 6. 申込手続

研修申込書に健康診断書を添えて栃木市農業公社に提出する。

#### 7. 研修生の決定及び通知

研修生の決定は、書類審査及び面接を行い申込者に通知する。

## ◎市民農園

農業者以外の方が趣味や余暇活動の一つとして、野菜や草花を栽培して自然とのふれあい、農業への理解を深めるとともに市内外の人々が交流を図ること等を目的に市民農園の貸付事業を実施いたします。

1. 利用者の範囲 市内在住・在勤者、市外在住者
2. 利用の手続き 栃木市農業公社へ「利用申請書」を提出してください。
3. 利用期間及び利用料
  - ①利用期間は1年間とする。
  - ②申込み多数の場合は申込み順とします。
  - ③利用料金は1区画1年につき5,000円とする。  
但し、利用者の希望及び残余区画数の状況により最大3区画まで利用できるものとし、2区画当り年額8,000円、3区画当り10,000円とする。
  - ④利用料金は前納とし、納付した利用料金は還付しない。  
但し代表理事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還する。
4. 利用者の禁止行為
  - ①建物及び工作物を設置すること。
  - ②営利を目的して作物を栽培すること。
  - ③転貸すること。
  - ④樹木及び多年生植物を栽培すること。
  - ⑤野菜、花の栽培以外の用途に使用すること。
  - ⑥指定された区画以外の使用及び他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - ⑦廃物、汚物又は資材等の栽培に必要な物の搬入及び耕土の搬出をすること。
  - ⑧その他市民農園の運営目的に反すること。
5. 利用の辞退 利用をやめる場合は、栃木市農業公社に速やかに申し出る。
6. 原状回復の義務 利用をやめた時は原状に回復する。
7. 利用の解除
  - ①利用中止の申し出があったとき。
  - ②4の禁止行為があったとき。
  - ③指定された区画の農地を正当な理由なく耕作しないとき。
8. 損害賠償
  - ①天災、病虫害、盗難、その他の原因によって発生した農作物、器材等の損害又は事故により利用者が損害を受けても、栃木市農業公社はその責任を負わない。
  - ②利用者の責に帰すべき理由により農園の施設等をき損、撤去したときは、その損害を賠償すること。

【問合せ】 産業振興部 農業振興課 担当：関口 TEL0282-21-2380  
(一財) 栃木市農業公社 担当：大橋 TEL0282-20-5300